

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 （個人の場合）

資格証明書 （法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受の申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 （買受申出人（個人）本人用）			
前橋地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年（ ）第 号	物件番号
陳述	☐ 私は、暴力団員等ではありません。		
	☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。		
	☐ 自己の計算において私に買受の申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受の申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで（注意書9参照） この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 13 日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 飯 田 道 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 12 日から 令和 8 年 11 月 19 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 26 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所桐生支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所桐生支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 12 月 3 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 12 月 3 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 13 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	6,440,000 5,152,000	一括	1,288,000	63,699	0
1	1,940,000				
2	1,810,000				
3	2,690,000				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 |
| | 地 番 | 4 9 1 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 3. 4 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 |
| | 地 番 | 4 9 1 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 2 7. 0 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 4 9 1 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 4 9 1 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 3. 8 6 平方メートル
2 階 8 6. 9 5 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 4 日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 加部 祐太

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 |
| | 地 番 | 4 9 1 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 4 3. 4 6 平方メートル |
| 2 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 |
| | 地 番 | 4 9 1 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 2 7. 0 6 平方メートル |
| 3 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 4 9 1 番地 5 |
| | 家屋 番号 | 4 9 1 番 5 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 1 1 3. 8 6 平方メートル
2 階 8 6. 9 5 平方メートル |

令和 8 年（ケ）第 5 号
令和 8 年 3 月 2 6 日受理
令和 8 年 4 月 3 0 日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所桐生支部

執行官 齋 藤 公 秀 ㊞

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|------------------------|-------------------|
| 1 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 | |
| | 地 番 | 4 9 1 番 5 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 4 3. 4 6 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 | |
| | 地 番 | 4 9 1 番 1 0 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 2 7. 0 6 平方メートル | |
| 3 | 所 在 | みどり市大間々町大間々 4 9 1 番地 5 | |
| | 家屋 番号 | 4 9 1 番 5 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 1 3. 8 6 平方メートル |
| | | 2 階 | 8 6. 9 5 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	群馬県みどり市大間々町大間々 491番地5（住居表示未実施）	
土地	物件1、2	
現況地目	☒ 宅地（物件1、2） ☐ 公衆用道路（ ） ☐ （ ）	
形状	☒ 概ね公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1の土地に下記建物を所有し、占有している 建物の所在は物件1のみであるが、物件2も敷地延長部分として一体利用されている ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本件建物を 住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2枚目)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (所有者 A の妻)	1 私は本件土地建物の所有者 A の妻です。令和 8 年 3 月下旬まで家族四人で本件建物に住んでいました。 2 室内で犬一匹と猫三匹を飼っていました。 3 原因はよくわかりませんが、換気扇の効果が不十分なのか、キッチンの天井から油が垂れてきます。 4 水道管が破裂しており、水道料金が非常に高くなっていました。令和 6 年 1 1 月ころから請求額が増え始め、最近では 1 0 万円を超えるような請求がきていました。 汲み置きするなどして水の使用量を減らそうとしましたが、効果は見られませんでした。 5 破損個所が特定できないので、給排水管から建物内の設備に至るまで全ての交換が必要になるかもしれません。 費用が莫大になりそうなので、見積もりを取ることもなく修理はあきらめました。 6 近隣との境界トラブルや異臭・騒音等はありません。 7 物件 2 の土地は道路と間違えやすいようで、時どき西側の大通りから進入してくる車があります。 8 本件土地の北東側は大きな病院の駐車場になっています。その駐車場側から本件土地に軽自動車で出入りできるようになっていますが、特に隣地所有者の承諾は得ていません。 9 物件 2 の土地にある看板は、近隣の内科医院が設置しているものです。(詳細は「執行官の意見」参照)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3 枚目)

執行官の意見

■以下のとおり

1 本件各物件の状況

- (1) 土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- (2) 物件2の地番を所在とする登記建物(家屋番号491番10)があるが、現地の状況及び当該建物の建物図面の記載から、これは現在の491番3の土地上に存在する建物であることを確認した。

2 物件2の土地の利用状況について

- (1) 本土地は、公道から本件建物へ至るための通路となっている。
他に通行する者はなく、近隣者への利用には供されていない。
- (2) 本土地上に看板がある(写真⑩参照)。この看板は、Aとの契約に基づいて近隣の内科医院が設置したもので、詳細は以下のとおりである(Bから聴取)。
 - ・ 契約期間は、令和7年3月から3年間
 - ・ 使用料は年6万円で、3年分の合計18万円を一括で受領済みである。
 - ・ 期間中に本土地の所有者が変更になる場合は、次の所有者が決まった時点で連絡することになっている。
- (3) 本土地の北東端にプラムの木があり、その枝が隣地へ大きく越境している。

3 その他

Bの陳述によれば、水道管の破裂により建物に重大な不具合が発生している。
破損箇所は不明であり、その修繕費用は高額になる見込みであることに留意されたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

(調査経過用)

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年3月30日 14:15-14:25	前橋地方法務局 桐生支局	■隣地登記事項要約書交付申請 ■本件土地上の登記建物（本件建物以外）存否確認
令和8年3月30日 16:00-16:10	みどり市役所 笠懸庁舎	■家屋平面図交付申請 ■土地家屋現況図交付申請
令和8年4月2日 12:45-13:00	物件所在地	■物件調査 ■写真撮影 ■占有調査 ■事務連絡郵送 (切手110円使用)
令和8年4月24日 12:35-13:35	物件所在地	■物件調査 ■境界確認 ■写真撮影 ■立入調査 ■Bから聴取

(特記事項)

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

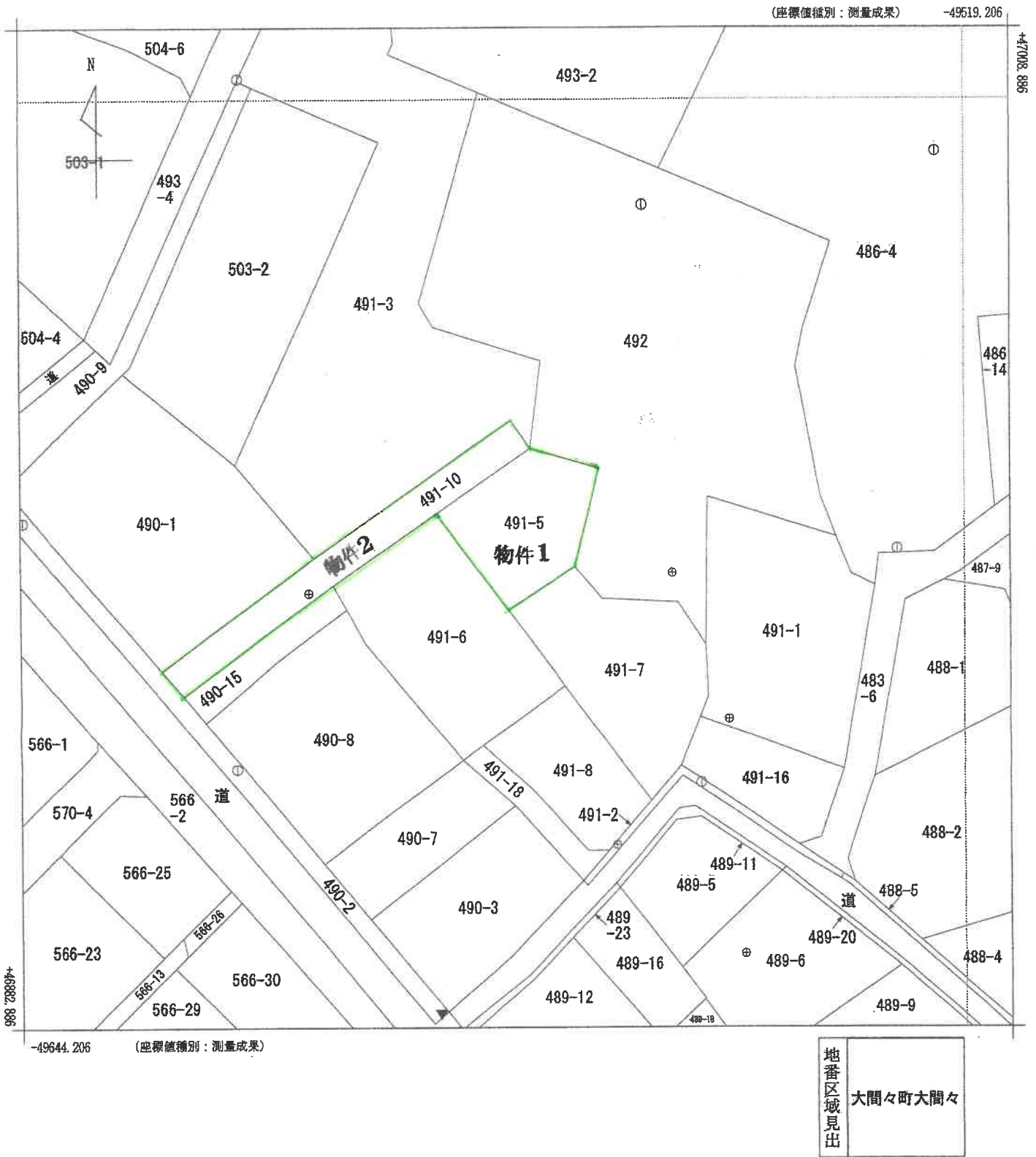
□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

■ 令和8年4月24日 評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5枚目)



請求部	所在	みどり市大間々町大間々					地番	491番5		
出力尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成28年3月				備付年月日(原図)	平成30年10月29日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局桐生支局管轄)

令和8年2月18日

東京法務局

A3をA4に縮小

地図整理番号：M97641

登記官

(6枚目)

(1/1)

登記年月日：平成7年6月27日

甲 辰 七年九月廿七日

建 物 圖 面 附

圖面階各

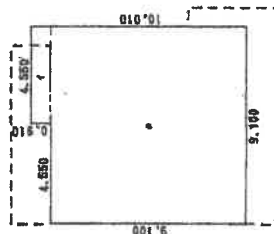
0401869

491-5

号番屋家

建物の所在

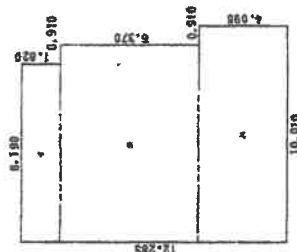
第二卷



新
德
文

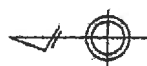
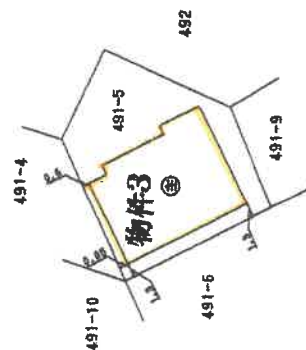
4.550 X	0.910	4.145500
9.100 X	9.100	82.810000
合 計		86.955500
除 票 價		86.9555

卷一



兼 禮 文

1	6.190 X	1.020 =	14.903600
2	9.100 X	6.370 =	57.967000
3	10.010 X	4.035 =	40.990950
	合 計		113.863750
	成 價 總		119.863750



主

土地家屋調査士
作製者

製作日 平成 7 年 6 月 23 日

縮尺 $\frac{1}{250}$

人
育
串

縮尺 $\frac{1}{500}$

(群馬土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局桐生支局管轄)

令和8年2月18日

東京法務局

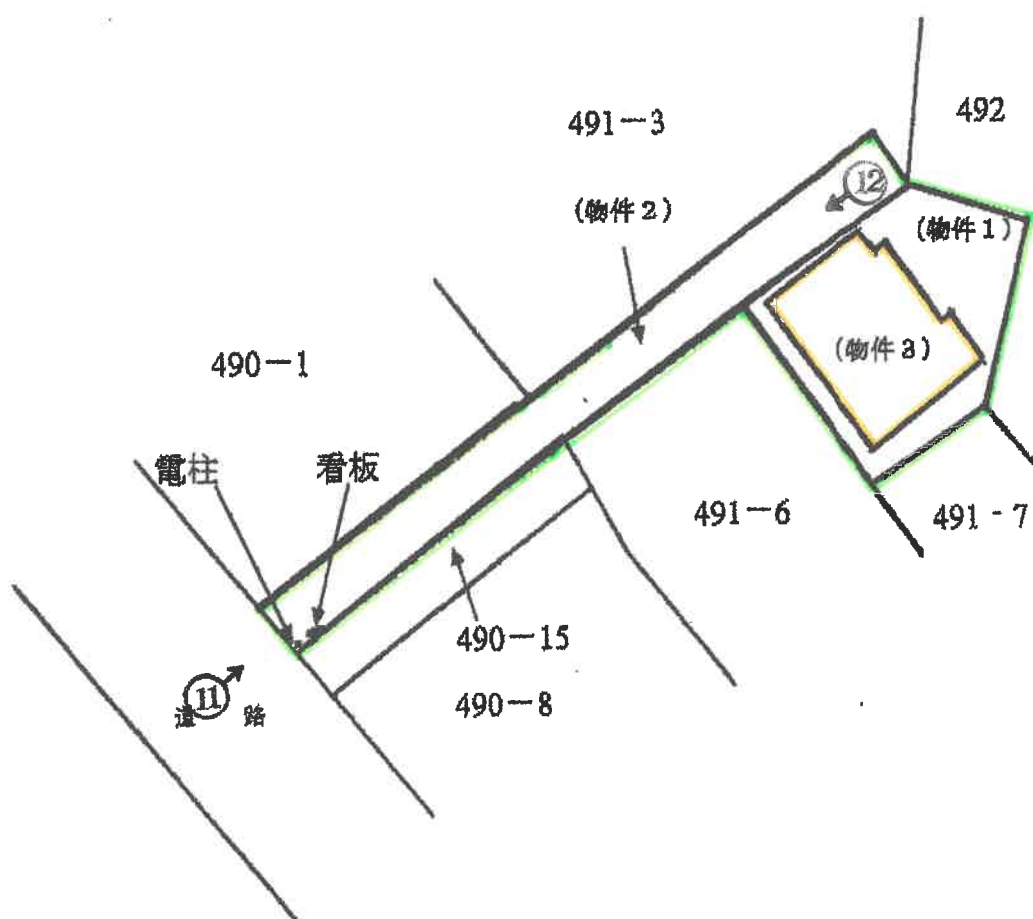
2004年12月

(7 枚圖)

A3をA4に縮小

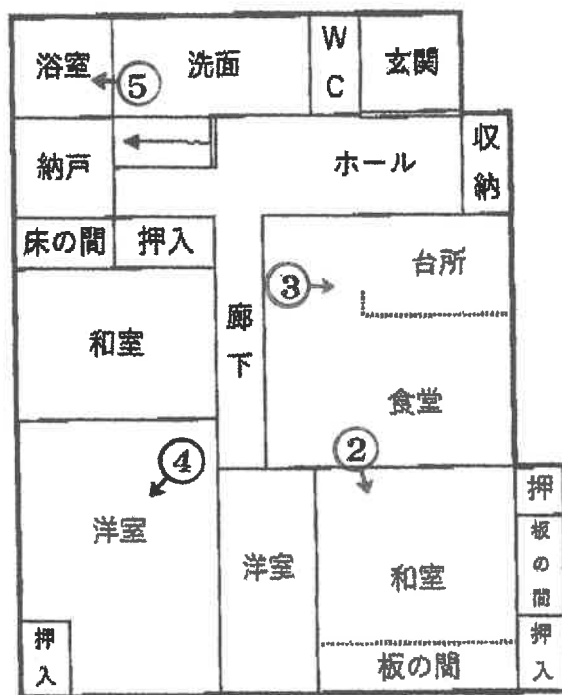
地址：臺南市安南區：M97644

土地建物位置関係図

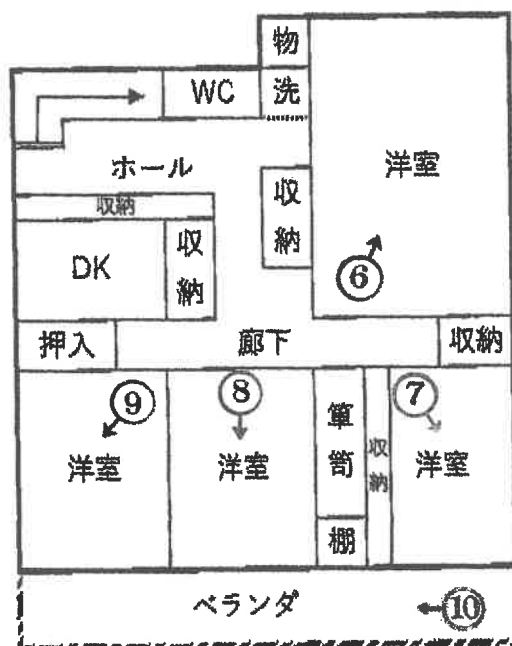


←○写真撮影位置・方向

間取図



1階部分



2階部分

←○ 写真撮影位置・方向



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪

看板



⑫

令和8年（ケ）第5号
令和8年4月24日 現地調査
令和8年4月30日 評 価

前橋地方裁判所桐生支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
津久井 伸昭

第1 評価額

一 括 価 格	
6,440,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	1,940,000円
物件2(土地)	1,810,000円
物件3(建物)	2,690,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至物件3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1,2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地番 地目積	みどり市大間々町大間々 491番5 宅地 243.46㎡	同左
2	所在地番 地目積	みどり市大間々町大間々 491番10 宅地 227.06㎡	同左
3	所在家屋番号 種類 構造 床面積	みどり市大間々町大間々491番地5 491番5 居宅 木造瓦葺2階建 1階 113.86㎡ 2階 86.95㎡	同左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1、2)

位置・交通		東武桐生線『赤城』駅南東方約0.8km(道路距離)に位置する。 (別添位置図参照)	
付近の状況		一般住宅のほか店舗、病院等の見られる地域。地域周辺は一般住宅、店舗のほか、病院、駐車場等の見られる地域である。地域要因の変動要因も少なく、当面の間現状にて推移するものと思料される。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)		都市計画区分	非線引都市計画区域
		用途地域	無指定
		建ぺい率	70%
		容積率	400%
		防火規制	-
		その他の規制	-
画地条件等	地積	登記簿とほぼ同程度	
	間口	約4m	
	奥行	約53.5m	
	形状	不整形の土地	
	その他	接面道路にほぼ等高に接面し敷地内はほぼ平坦。	
接面道路		西南側約12m舗装県道(主要地方道太田大間々線・建築基準法42条1項1号道路)に接面する土地である。	
土地の利用状況		土地所有者が物件1の土地の上に本件建物を所有し、占有している。建物の所在は物件1のみであるが、物件2も敷地延長部分として一体利用されている。	
供給処理施設		上水道	あり(特記事項②参照)
		ガス配管	なし
		下水道	あり
		(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込ことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項		① 文化財保護法上、周知の埋蔵文化財包蔵地ではない。 ② 群馬東部水道事業団によれば、上水道公設管は県道の反対側に埋設されており県道北西側より隣地(491番3)との連合管により本件土地(物件2)を通り引き込まれているとのこと。 ③ 本件土地上に看板があり、Aとの契約に基づいて近隣の内科医院が設置したもので、詳細については、現況調査報告書のとおり。 ④ 本土地の北東端にプラムの木があり、その枝が隣地へ大きく越境している。	

2 建物の概況及び利用状況(物件3)

区分	主である建物		
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日	平成7年6月22日新築	
	経過年数	31 年	
	経済的残存耐用年数	0 年	
仕様	構造	木造	
	屋根	瓦葺	
	外壁	吹付タイル等	
	内壁	クロス	
	天井	クロス	
	床	フローリング、畳等	
	設備	電気、水道等	
	その他	—	
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり		
	現況用途:居宅 間取り(附属資料:間取図)		
品等	使用資材	普通	
	施工程度	普通	
保守管理の状況	やや劣る		
建物の利用状況	建物所有者が本件建物を住居(空き家)として使用している。		
特記事項	① 所有者Aの妻Bによれば本件建物内に犬を1匹、猫3匹を飼っていたとのこと。 ② Bの陳述によれば、換気扇の効果が不十分なのか、キッチンの天井から油が垂れてきたとのこと。 ③ Bに陳述よれば、水道管の破裂により建物に重大な不具合が発生しているとのこと。破損箇所が不明であり、その修繕費用は高額になる見込みであることに留意されたい。		

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1、2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地 価格(円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	29,200	72%	243.46	90%	4,610,000
2	29,200	72%	227.06	90%	4,300,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示等 みどり(県)5-3

地価調査価格

時点修正

標準化補正

地域格差

標準画地価格

$$26,500\text{円/㎡} \times 99.2 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 90 \div 29,200\text{円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政等各要因を検討し上記のとおり査定した。

イ 個別格差

物件1、2 : 0.72 形状、水道等

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物等の積算価格 ア×イ×ウ=エ
3(主)	200,000	200.81	4.50%	1,810,000
計				1,810,000

ウ 現価率(減価修正)

物件番号

耐用年数に基づく方法(定率法)

観察減価法

現価率

$$3(\text{主}) : \left(\frac{\text{残価率}}{5\%} \right) \times \left\{ \left(\frac{\text{全}}{27} - \frac{\text{残存}}{0} \right) / \frac{\text{全}}{27} \right\} \times (1 - 0.10) \div 0.045$$

観察減価 : 建物の状態等を考慮して上記のとおり査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (%) イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	4,610,000	30%	1,380,000
2	4,300,000	30%	1,290,000
土地利用権等価格(合計)			2,670,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を上記のとおり判定し、その割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 土地:1①オ 建物:1②エ 円 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 2①ウ 円 イ	占有減 価修正 % ウ	市場性 修正 % エ	競売市 場修正 % オ	その他 控除減 価(敷 金等) 円 カ	評価額 (ア±イ)×ウ× エ×オーカ 円
1	4,610,000	－ 1,380,000		100%	60%	－	1,940,000円
2	4,300,000	－ 1,290,000		100%	60%	－	1,810,000円
3	1,810,000	＋ 2,670,000	100%	100%	60%	0円	2,690,000円
一括価格(合計)							6,440,000円

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 必要なし

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他控除減価： 控除の必要なし

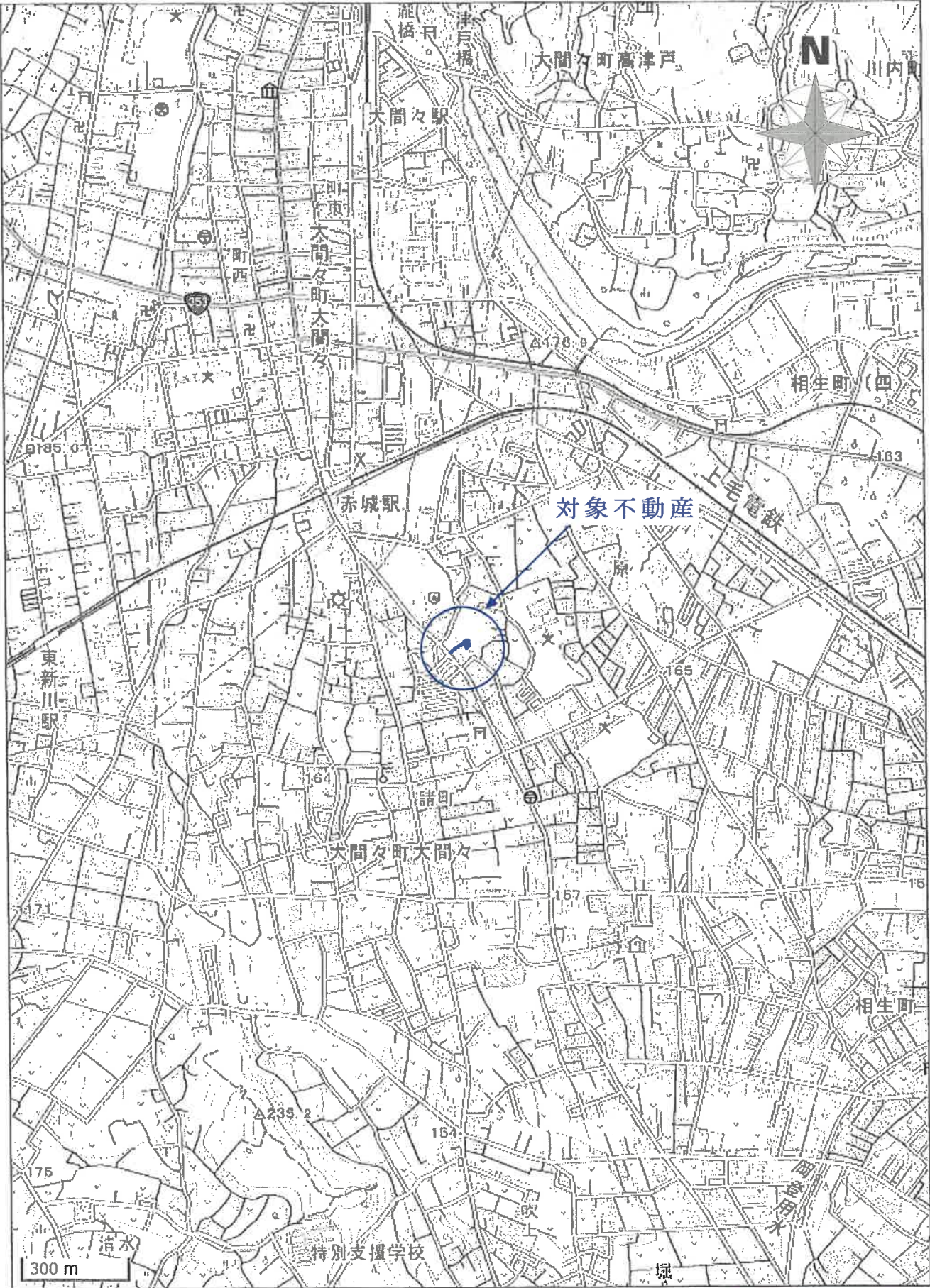
第6 参考価格資料

地価公示等 みどり(県)5-3

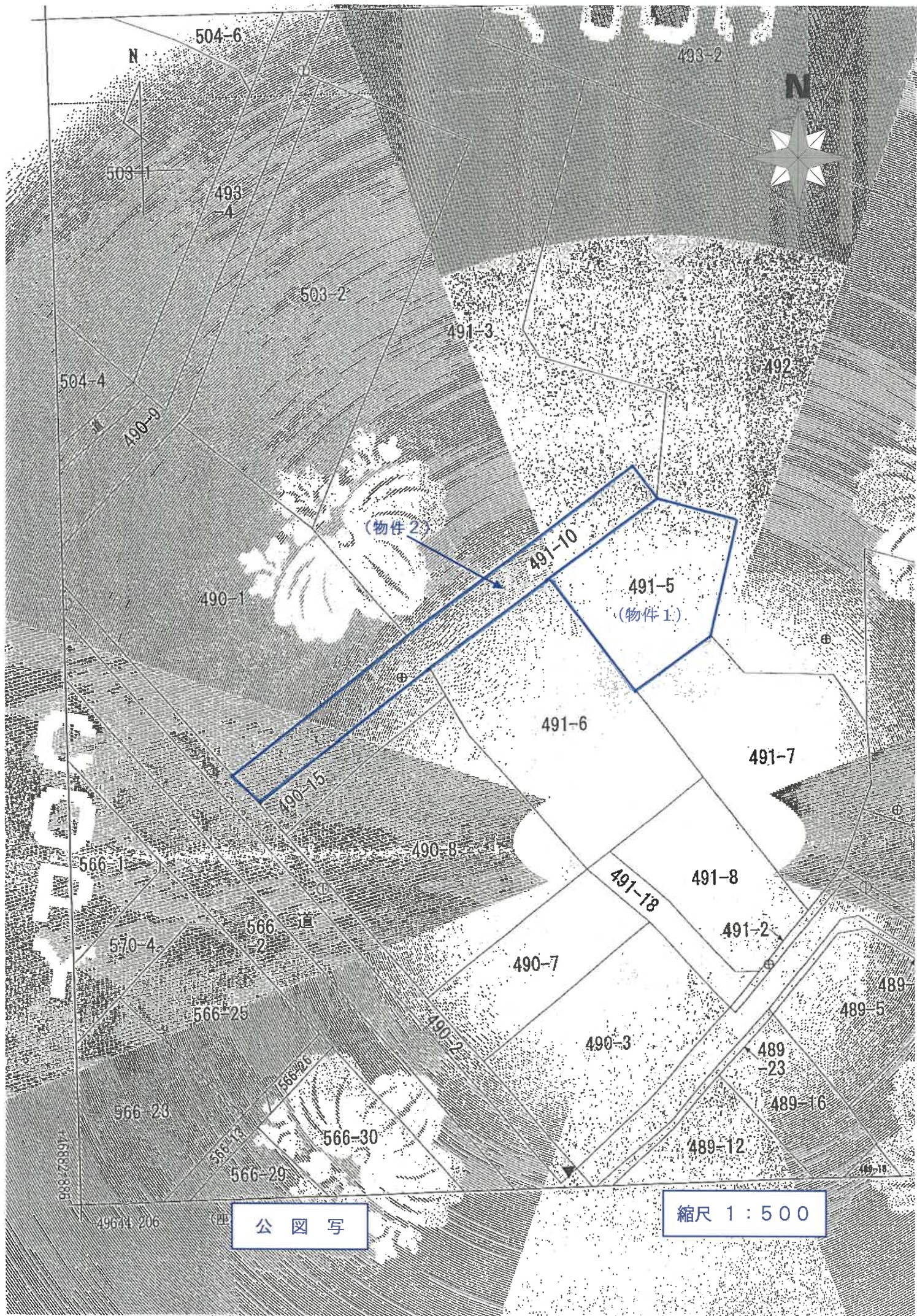
所在	:	みどり市大間々町大間々1500番2
価格	:	26,500 円／㎡
位置	:	赤城駅280m
価格時点	:	令和7年7月1日
地積	:	225㎡
供給処理施設	:	水道、下水
接面街路	:	西10.5m県道
用途指定等	:	非線引都市計画区域(建蔽率70% 容積率400%)
地域の概要	:	小規模店舗等が建ち並ぶ古からの商業地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 間取図
- 4 土地建物位置関係図



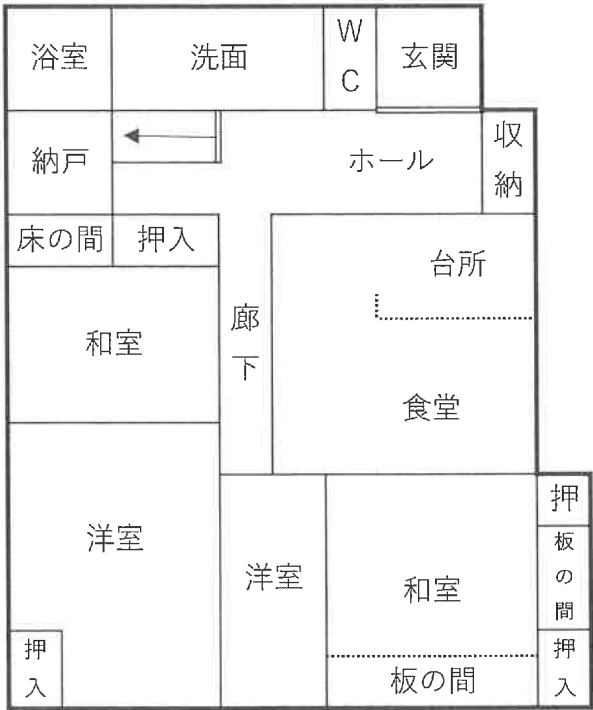
位置図



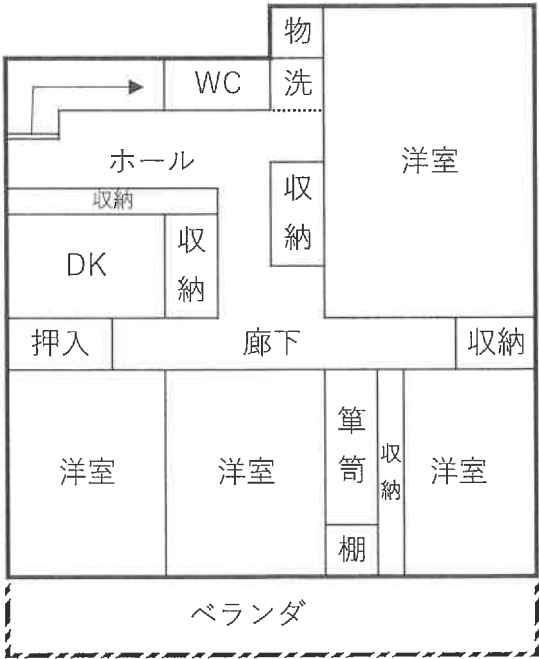
公 図 写

縮尺 1 : 500

間取図



1階部分



2階部分

土地建物位置關係圖

